

令和7年度労働協約改定交渉妥結

3年連続の基本給満額回答！全て組合要求通りで解決！



《日本カーフェリー労務協会との妥結調印式》
左から平岡交渉委員長、野口交渉委員長、小笠原会長、松浦組合長

交渉委員会の経過

日本カーフェリー労務協会との令和7年度労働協約改定交渉については、第1回交渉を3月3日に開催し、船団側を代表して小笠原会長、組合側を代表して松浦組合長がそれぞれ挨拶を行った後、交渉委員会運営の確認を行いました。続いて組合要求ならびに船団側申し入れに関する趣旨説明および構成会社の確認を行った後、質疑応答に移り、双方の要求事項である「有効期間」および組合要求である「育児・介護休業法」の改正に伴う整理明確化について仮合意としました。

3月10日に開催した第2回交渉では、組合要求の「特別休暇（忌引休暇）」における喪主・非喪主の区分を撤廃することについて船団側は前向きな考えを示さず、「基本給」についても四囲の状況や歯止めの掛からない物価高などから組合要求趣旨は理解するとしたものの、具体的な回答は示されなかったことから、組合側より他産業との人材獲得競争の観点からも大幅な賃金改善が必要であることなどを主張し、十分な内部検討を求めました。

その後も交渉を重ねるなかで、3月24日の第4回交渉において、船団側より期限内解決に向け形式にとらわれず協議を行いたいとの申し出がなされたことを受け、交渉を中断し小委員会に入りました。

本交渉中断以降、小委員会において鋭意協議を進めた結果、要求項目について一定の整理が図られたため、3月27日に本交渉を再開し、船団側より最終回答として、基本給について組合要求通りとしたい。特別休暇（忌引休暇）についても組合要求通り、喪主・非喪主の区分を撤廃したいとの回答が示されました。

以上の回答を受け入れ合意し、令和7年度労働協約改定交渉は期限内に妥結しました。

妥 結 内 容

有効期間について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

基本給について

組合要求通りとする。
標準船員（役付A：34歳～35歳）
一欄適用会社
ベア13,130円、標齡加算込16,510円アップ（5.56%アップ）
二欄適用会社
ベア12,680円、標齡加算込16,060円アップ（5.63%アップ）

特別休暇（忌引休暇）について

喪主・非喪主の区分を撤廃し、喪主日数に統一する。

育児・介護休業法の改正に伴う整理・明確化を行う。

その他、必要とされる条文、確認書、覚書等の整理明確化を行う。

日本カーフェリー交渉委員会

第1回	3月3日	ホテルマリナースコート東京
第2回	3月10日	海員組合本部
第3回	3月17日	海員組合本部
第4回	3月24日・27日	海員組合本部

妥 結 内 容

協 定 書

日本カーフェリー労務協会と全日本海員組合は、令和7年度労働協約改定に伴い、下記の通り確認する。

記

【1】 第1条（有効期間）
この協約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

【2】 第76条（特別休暇）
組合員が、次のいずれかにあてはまる理由で、休暇を申請したときは、それぞれに定める日数以内で希望する日数の特別休暇を与える。
(1)号 現行通り。
(2) 忌引休暇

配偶者の死亡	10日
子供の死亡	10日
父母の死亡	10日
兄弟姉妹の死亡	10日
配偶者の父母の死亡	10日
配偶者の兄弟姉妹の死亡	5日
祖父母の死亡	5日

(3)号～(6)号 現行通り。

第2項 現行通り。

【3】 第93条（基本給）
第1項～第2項 現行通り。
3 標齡給

標齡給表

標準 年齢	勤務 年数	標齡給	加算額	標準 年齢	勤務 年数	標齡給	加算額
18	0	176,540		40	22	250,900	3,380
19	1	179,920	3,380	41	23	254,280	3,380
20	2	183,300	3,380	42	24	257,660	3,380
21	3	186,680	3,380	43	25	261,040	3,380
22	4	190,060	3,380	44	26	264,420	3,380
23	5	193,440	3,380	45	27	267,800	3,380
24	6	196,820	3,380	46	28	271,180	3,380
25	7	200,200	3,380	47	29	274,560	3,380
26	8	203,580	3,380	48	30	277,940	3,380
27	9	206,960	3,380	49	31	281,320	3,380
28	10	210,340	3,380	50	32	284,700	3,380
29	11	213,720	3,380	51	33	286,390	1,690
30	12	217,100	3,380	52	34	288,080	1,690
31	13	220,480	3,380	53	35	289,770	1,690
32	14	223,860	3,380	54	36	291,460	1,690
33	15	227,240	3,380	55	37	293,150	1,690
34	16	230,620	3,380	56	38	293,150	0
35	17	234,000	3,380	57	39	293,150	0
36	18	237,380	3,380	58	40	293,150	0
37	19	240,760	3,380	59	41	293,150	0
38	20	244,140	3,380				
39	21	247,520	3,380				

- (1) 号 現行通り。
(2) 標齡18歳の標齡給を176,540円とする。
(3) 号 現行通り。
(4) 号 現行通り。
(5) 号 現行通り。



組合側を代表し挨拶する松浦組合長

4 職務給

職務給表 〈部 員〉

	1 欄	2 欄
員 級	26,060円	26,060円
役 付 B	47,830円	46,100円
役 付 A	79,570円	67,480円
辞 令 職 ・ 職 長	117,810円	96,720円
実 職 ・ 職 長	126,630円	103,750円

職務給表 〈職 員〉

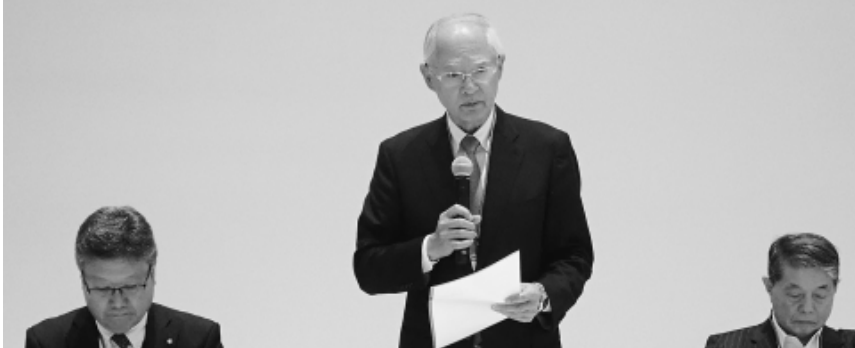
	1 欄	2 欄
事 務 員 B	26,690円	26,690円
三 航 ・ 機	78,380円	78,380円
二 航 ・ 機	101,280円	83,310円
一 航 ・ 機 ・ 事 長	139,570円	109,450円
辞 令 職 ・ 船 ・ 機 長	186,900円	147,260円
実 職 ・ 船 ・ 機 長	234,450円	179,360円

第5項～第6項 現行通り。

- 【4】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行に基づき、必要な対応を講じる。

【5】 その他、必要とされる条文、確認書、覚書の整理明確化を行う。

以上
令和7年3月27日



船団側を代表し挨拶する小笠原会長



日本カーフェリー交渉委員会

【基本給の解説】フェリー
《ベースアップ金額》

3. 標齡給
各標齡（18歳～59歳） 1,750円 アップ

4. 職務給

職務給表《部員》

役 職	1 欄	2 欄
員 級	7,580円	7,580円
役 付 B	9,290円	9,230円
役 付 A	11,380円	10,930円
辞 令 職 ・ 職 長	13,720円	12,920円
実 職 ・ 職 長	14,050円	13,190円

職務給表《職員》

役 職	1 欄	2 欄
事 務 員 B	7,600円	7,600円
三 航 ・ 機	9,810円	9,810円
二 航 ・ 機	11,560円	10,890円
一 航 ・ 機 ・ 事 長	13,900円	12,760円
辞 令 職 ・ 船 ・ 機 長	16,580円	15,080円
実 職 ・ 船 ・ 機 長	18,370円	16,290円

事業部分社化会社

協 定 書

日本カーフェリー労務協会と全日本海員組合は、令和7年度労働協約改定に伴い、下記の通り確認する。

記

【Ⅲ】その他の協定書

平成18年5月2日付、事務部の分社化に伴い、在籍出向元会社所属の事務部在籍者の扱い及び新会社所属船員（事務部）の労働条件に関する協定書を次の通り改定する。

【1】 第1条（有効期間）
この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

【2】 第7条（給与その他の報酬）
第1項 現行通り。
2 標齡給（別表1）
（イ）号 標齡給初任額は176,540円
（ロ）号～（イ）号 現行通り。

【別表1】 標 齡 給 表

標準 年齢	勤務 年数	標齡給	加算額	標準 年齢	勤務 年数	標齡給	加算額
18	0	176,540		40	22	242,540	3,000
19	1	179,540	3,000	41	23	245,540	3,000
20	2	182,540	3,000	42	24	248,540	3,000
21	3	185,540	3,000	43	25	251,540	3,000
22	4	188,540	3,000	44	26	254,540	3,000
23	5	191,540	3,000	45	27	257,540	3,000
24	6	194,540	3,000	46	28	260,540	3,000
25	7	197,540	3,000	47	29	262,040	1,500
26	8	200,540	3,000	48	30	263,540	1,500
27	9	203,540	3,000	49	31	265,040	1,500
28	10	206,540	3,000	50	32	266,540	1,500
29	11	209,540	3,000	51	33	268,040	1,500
30	12	212,540	3,000	52	34	269,540	1,500
31	13	215,540	3,000	53	35	271,040	1,500
32	14	218,540	3,000	54	36	272,540	1,500
33	15	221,540	3,000	55	37	274,040	1,500
34	16	224,540	3,000	56	38	274,040	0
35	17	227,540	3,000	57	39	274,040	0
36	18	230,540	3,000	58	40	274,040	0
37	19	233,540	3,000	59	41	274,040	0
38	20	236,540	3,000				
39	21	239,540	3,000				

3 職務給
（イ）号 現行通り。
（ロ）各級の初任職務給
・D級 26,060円
・C級 51,660円
・B級 82,670円
・A級 115,540円
（ハ）号 現行通り。
（ニ）号 現行通り。
第4項～第5項 現行通り。



協定書に署名する野口交渉委員長



協定書に署名する平岡交渉委員長

【別表2】 職 務 給 表

号数	D級 (250円)	C級 (400円)	B級 (500円)	A級 (500円)
1	26,060	51,660	82,670	115,540
2	26,310	52,060	83,170	116,040
3	26,560	52,460	83,670	116,540
4	26,810	52,860	84,170	117,040
5	27,060	53,260	84,670	117,540
6	27,310	53,660	85,170	118,040
7	27,560	54,060	85,670	118,540
8	27,810	54,460	86,170	119,040
9	28,060	54,860	86,670	119,540
10	28,310	55,260	87,170	120,040
11	28,560	55,660	87,670	120,540
12	28,810	56,060	88,170	121,040
13	29,060	56,460	88,670	121,540
14	29,310	56,860	89,170	122,040
15	29,560	57,260	89,670	122,540
16	29,810	57,660	90,170	123,040
17	30,060	58,060	90,670	123,540
18	30,310	58,460	91,170	124,040
19	30,560	58,860	91,670	124,540
20	30,810	59,260	92,170	125,040
21	31,060	59,660	92,670	125,540
22	31,310	60,060	93,170	126,040
23	31,560	60,460	93,670	126,540
24	31,810	60,860	94,170	127,040
25	32,060	61,260	94,670	127,540
26	32,310	61,660	95,170	128,040
27	32,560	62,060	95,670	128,540
28	32,810	62,460	96,170	129,040
29	33,060	62,860	96,670	129,540
30	33,310	63,260	97,170	130,040
31	33,560	63,660	97,670	130,540
32	33,810	64,060	98,170	131,040
33	34,060	64,460	98,670	131,540
34	34,310	64,860	99,170	132,040
35	34,560	65,260	99,670	132,540
36	34,810	65,660	100,170	133,040
37	35,060	66,060	100,670	133,540
38	35,310	66,460	101,170	134,040
39	35,560	66,860	101,670	134,540
40	35,810	67,260	102,170	135,040
41	36,060	67,660	102,670	135,540
42	36,310	68,060	103,170	136,040
43	36,560	68,460	103,670	136,540
44	36,810	68,860	104,170	137,040
45	37,060	69,260	104,670	137,540
46	37,310	69,660	105,170	138,040
47	37,560	70,060	105,670	138,540
48	37,810	70,460	106,170	139,040
49	38,060	70,860	106,670	139,540
50	38,310	71,260	107,170	140,040
51	38,560	71,660	107,670	140,540
52	38,810	72,060	108,170	141,040
53	39,060	72,460	108,670	141,540
54	39,310	72,860	109,170	142,040
55	39,560	73,260	109,670	142,540
56	39,810	73,660	110,170	143,040
57	40,060	74,060	110,670	143,540
58	40,310	74,460	111,170	144,040
59	40,560	74,860	111,670	144,540
60	40,810	75,260	112,170	145,040
61	41,060	75,660	112,670	145,540
62	41,310	76,060	113,170	146,040
63	41,560	76,460	113,670	146,540
64	41,810	76,860	114,170	147,040

【3】 その他、必要とされる条文、確認書、覚書の整理明確化を行う。

以 上
令和7年3月27日

【基本給の解説】フェリー
《ベースアップ金額》

3. 標齡給
各標齡（18歳～59歳） 1,750円 アップ
4. 職務給

職務給表《部員》

	アップ額
D級	7,580円
C級	10,130円
B級	12,090円
A級	14,120円

令和7年度 中・四国旅客船労働協約改定集団交渉 期限内妥結



左 会社側交渉委員代表：日浦徹治
右 組合側交渉委員長：除補修

令和7年度中・四国旅客船労働協約改定集団交渉は、3月3日に第1回交渉を開催して以降、ベースアップをはじめとする労働諸条件の改善に向け鋭意協議を行った結果、3月29日に期限内解決に至った。

集団交渉の経過

中・四国旅客船集団交渉加盟会社との令和7年度労働協約改定交渉は、第1回交渉を3月3日に開催し、集団加盟会社、双方交渉委員ならびに交渉委員会の運営方法について確認した。

開催にあたり、組合側を代表して除補修・四国地方支部長、会社側より日浦交渉委員代表がそれぞれ挨拶を行った。

続いて、組合要求および会社申し入れについて趣旨説明を行い、質疑応答に移り、「有効期間」については双方同内容であったことから仮合意とし、終了した。

第2回交渉では、組合要求について逐条審議を行い、「育児・介護休業法の改正への対応」について、組合要求通りとしたいとの回答が示され仮合意とした。その後、第3回交渉においても組合要求に対し回答を求めるも、会社側は本日段階では具体的な回答を持ち合わせていないとしたことから、鋭意検討を求め終了した。

3月27日に開催した第4回交渉では、会社側より、特別休暇（忌引休暇）については、組合要求通りとしたいとの回答が示され仮合意とした。しかしながら、その他の要求項目である①職別基本給、②食料金、③家族手当については、原資の伴う改定要求であり、総合的に判断したいとの回答に終始した。

組合は期限が迫っているにも関わらず、前向きな回答を示さない会社側の交渉姿勢を強く糾弾するとともに鋭意検討を求め、交渉を一時中断した。

交渉再開後、会社側より期限内円満解決に向け形式に捉われない形で協議していきたいとの提案がなされ、組合は早期円満解決が図られるのであれば、客かでないとして第4回交渉を中断し、小委員会に入った。

3月27日および28日に小委員会にて協議を重ねたものの、会社側から組合要求に対する前向きな回答が示されず議論は平行

線を辿ったことから小委員会を中断した。

3月29日、中・四国地方支部において、小委員会ならびに幹事間折衝を断続的に開催し、協議した結果、一定の整理が図られたことから、小委員会を終了し、第4回交渉を再開した。

交渉再開後、会社側より昨今の物価上昇等、四囲の状況を踏まえ組合要求について鋭意検討した結果、今次交渉における最大限の回答として、職別基本給については各職の初任額を3.5%引き上げること、船内食料費については1人日額1,310円(50円アップ)、としたいとの回答が示された。

これに対し組合側は、誠意ある回答と判断し、会社回答を受け入れ、その他の要求項目を取り下げ、令和7年度中・四国旅客船労働協約改定集団交渉を合意した。

妥結内容

- ① 有効期間は、令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。
- ② 特別休暇（忌引休暇）について、組合要求通りとする。
- ③ 職別基本給改定は標準船員（役付A：35歳）経験加給込11,540円【ベア8,250円、経験加給3,290円】（4.46%アップ）の改定。
- ④ 船内食料については、1人日額1,310円とする。（50円アップ）
- ⑤ 育児・介護休業法の改正に伴う整理明確化を行う。

中・四国旅客船加盟会社

- ・隠岐汽船株式会社
- ・瀬戸内海汽船株式会社
- ・土生商船株式会社
- ・山陽商船株式会社
- ・内海フェリー株式会社
- ・大三島フェリー株式会社
- ・小豆島フェリー株式会社



集団交渉の風景

〈交渉日程と開催場所〉

第1回交渉	3月3日	中・四国地方支部
第2回交渉	3月10日	中・四国地方支部
第3回交渉	3月24日	中・四国地方支部
第4回交渉	3月27、29日	中・四国地方支部

最後に、交渉団に寄せられましたご支援・ご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。妥結報告と致します。